

○ 盛岡市立好摩相撲場(盛岡市屋外スポーツ施設条例)

ア 好摩相撲場の利用料

区分			一般	高等学校生徒以下の者
料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円
	個人使用の場合(1人につき)	1時間までごとに	100円	50円
	その他の催しに使用する場合	1時間までごとに	310円	
料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	630円	310円
	その他の催しに使用する場合	使用する日ごとにその日の最高入場料の50人分に相当する額(その額が26,250円に満たない場合は、26,250円)		

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。
- 3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。

イ 附属設備を利用する場合の利用料

拡声装置 1日につき1,000円